

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 19 日

安芸市長 横山 幾夫

1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 6 年度安芸市役所公用車購入業務
- (2) 購入物品及び数量 軽自動車貨物 1 台
- (3) 購入物品の仕様等 別紙仕様書による
- (4) 納 入 期 限 令和 7 年 3 月 13 日（木）
- (5) 納 入 場 所 安芸市土居 82 番地 1 安芸市役所
- (6) 入札参加申込期間 公告の日から令和 6 年 9 月 27 日（金）まで
- (7) 入 札 期 間 令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 10 月 7 日（月）
- (8) 開 札 日 ア）開札日時 令和 6 年 10 月 8 日（火）午後 1 時 30 分
イ）開札場所 安芸市役所 2 階 大会議室
- (9) この入札への参加者は、安芸市建設工事競争入札心得を了知すること。
- (10) この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 者の場合でも入札を行う。
- (11) この入札の参加申請において提出された申請書等は返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (12) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

2. 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込日までに、安芸市の令和 6 年度入札参加資格登録がされていること。
- (3) 官公署から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 購入物品にかかるメンテナンスの体制を整えた者であること。
- (7) 過去（当該年度含まず）に、官公庁発注の業務で自動車の納入実績を有する者。かつ本業務の履行能力があること。

3. 入札参加の申込等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申込書（別紙1。以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の有無の確認及び、入札を行う車両・装備・付属品について仕様書の適合に係る事前審査を受けなければならない。

入札参加資格の確認は、申込書の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、FAXで通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

(1) 申込書の提出期間

この公告の日から令和6年9月27日（金）午後5時まで

(2) 書類配付・提出場所

安芸市役所農林課（〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1）

TEL:0887-35-1016 / FAX:0887-35-4445

※書類については、上記での直接配付のほか、安芸市役所ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 申込にあたって提出が必要な書類

ア 一般競争入札参加申込書（別紙1）

イ 納入実績表（別紙2）

ウ 入札を行う車両・装備・付属品の内容が確認できる書類（カタログの該当ページの写し等）の該当箇所に印を付けたもの

※入札参加申込書を受理した段階で、仕様書の適合に係る事前審査を行う。

なお、装備・付属品は、標準・オプション装備で装着するものとするが、オプション品については純正品（ディーラーオプションを含む）を基本とし、標準装備されているものをあえて取外し又は変更を加えないこと。（車体は通常車体とし、エアロ的形状を認めない）

(4) 提出方法

一般競争入札参加申込書は、上記提出場所に郵送又は直接持参するものとする。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。なお、期限までに申込書を提出しない者、又は申込書に不備・記載漏れがある者はこの入札に参加することができない。

(5) 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和6年9月30日（月）午後5時までにFAXで通知

(6) 参加資格がないとされたものに対する措置

2の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のないものからの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

(7) 入札参加資格の喪失

(5) の通知を受けないものにあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

ア 2の入札参加者の資格を満たさなくなったとき。

イ 申込書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

4. 仕様書等の閲覧等

(1) 閲覧

仕様書は、市ホームページ上において閲覧することができる。

閲覧期間：公告の日から令和6年9月27日（金）まで

閲覧方法：安芸市役所ホームページ

(2) 質問書の受付及び回答

仕様書等の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

ア 質問書の受付方法 質問書（別紙3）に入力し、Excelファイル形式のまま、メールにより受け付けるものとし、電話・口頭による質問は一切受け付けない。メールの表題には、「令和6年度安芸市役所公用車購入業務質問書」と記載し、質問書の送信を行った際には必ずその旨を電話連絡すること。

質 問 書 提 出 先 農林課メールアドレス norin@city.aki.lg.jp
電話（0887）35 - 1016

イ 質問書の受付期間は、この公告の日から令和6年9月24日（火）正午までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和6年9月26日（木）午後5時までに安芸市役所ホームページに掲載する。

5. 入札方法等

(1) 入札は一般競争入札による。

(2) 入札書は所定の様式に基づくものとし、封入後は封印のうえ、封筒に、入札業務名、宛名及び入札者名を明記し、持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

(3) 入札価格には、車両本体価格、装備品・付属品のほか、各装備品の取付費用及び設定費用、登録・納車等に係る諸経費も含めたうえで、消費税及び地方消費税額を含む総額を入札書に記載すること。

(4) 入札価格の積算において、登録・納車等に係る諸経費については、検査登録手続代行費用、リサイクル預託金、リサイクル資金管理料金、納車費用、検査登録法定費用、自賠責保険料とし、それぞれを消費税等課税対象経費及び非課税対象経費に分類して積算すること。
また、軽自動車税（環境性能割）については、地方税法第 445 条により非課税とする。

6. 入札書の記載

(1) 入札書記載の業務名の確認

(2) 入札日の日付、住所、氏名を記入

(3) 捺印する

(4) 入札金額を記入

- ・入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税額を含む総額を記載すること。
- ・金額の頭に¥マークを記入すること。
- ・金額の訂正はしないこと。

7. 入札書の提出期間等

日 時：令和 6 年 10 月 1 日（火）午前 9 時から令和 6 年 10 月 7 日（月）午後 5 時まで

※休日及び平日の昼休みを除く

場 所：安芸市役所農林課（〒784-8501 高知県安芸市土居 82 番地 1）

8. 開札の日時及び場所

日 時：令和 6 年 10 月 8 日（火）午後 1 時 30 分

場 所：安芸市役所 2 階 大会議室

※立会い希望者は、定時までに入室すること。

9. 最低制限価格 なし

10. 入札保証金 免除

11. 入札の無効

安芸市契約事務規則第20条各号に該当するときの入札は無効とする。

12. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、市の定めた予定価格以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、後日日時を指定し、当該入札者の出席を求めて、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随契の協議を行うことができる。

13. 契約の締結

落札者決定後、すみやかに契約を締結する。

また、落札者はすみやかに入札金額内訳書を提出することとし、内訳書には車両本体価格、装備・付属品、登録・納車等に係る諸経費等、全ての内訳を記載すること。

※登録・納車等に係る諸経費については、検査登録手続代行費用、リサイクル資金管理料金、リサイクル預託金、納車費用、検査登録法定費用、自賠責保険料とし、それぞれを消費税等課税対象経費及び非課税対象経費に分類して積算すること。

14. 契約保証金

契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約締結時に市へ納付すること。ただし、契約者が安芸市契約事務規則第 51 条第 2 項第 3 号に該当するときは免除する。

15. その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和29年法律第67号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。

- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- (3) すべての提出書類は、原則返還しない。
- (4) 落札結果については公表する。
- (5) やむを得ない事由により、納期限内の納品が困難となる場合には、納期限について協議できるものとする。

16. 問合せ先

安芸市役所 農林課 林業振興係（担当：仙頭）
〒784 - 8501 高知県安芸市土居 82 番地 1
TEL：0887-35-1016
FAX：0887-35-4445
E-mail：norin@city.aki.lg.jp